

次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業
審査要領

「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事業」における事業者の審査・評価を行うため技術審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、技術審査委員（以下「審査委員」という）は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容についてはその限りでない。

（利害関係者の審査）

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課に文書にて申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄付を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つ競争参加者からそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りでない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適正に対処しなければならない。

審査基準

1 採択案件の決定方法

提案された企画提案書（事業計画書）について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高い順に採択案件を決定する。

2 審査方法

企画提案書（事業計画書）に基づき、文部科学省に設置された技術審査委員会において書類選考を実施（必要に応じてオンラインによる面接選考を行う。）する。

3 評価方法

審査に係る評価項目及び評価基準は、次のとおりとし、各審査員が評価した結果の合計の平均を当該提案者の得点とする。

※[]内は該当する審査箇所

(1) 実施体制・環境に関する評価（20点）

[事業計画書 3. 実施体制の構成(1)～(7), 5. 実証実施上の工夫, 6. 事業実施スケジュール (1)(2)]

[評価基準]

大変優れている=10点 優れている=8点 普通=6点 やや劣っている=4点 劣っている=2点 対象外=0点

① 受託者と実証校、事業者、有識者等の関係者間で目的意識を共有し、連携を取りながら適切に業務を遂行するための人員・組織体制が整えられており、実証期間内に有意義な実証が実施できると認められるものであること。

② 先端技術や教育データの利活用及び得られる効果や知見に関する検証・分析にあたって、本事業の実施に十分な知見を有していること。また本事業で取り扱うデータについて、個人情報保護やセキュリティ確保に向けたシステム構成や体制が計画されていること。

(2) 取組に関する評価（75点）

[評価基準]

大変優れている=15点 優れている=12点 普通=9点 やや劣っている=6点 劣っている=3点 対象外=0点

③ GIGA スクール構想による1人1台端末環境や学習指導要領等を踏まえた目指すべき次世代の学校・教育現場の在り方、その実現に向けた教育上の課題の提示が明らかなものとなっており、その課題重要性かつ普遍性があるとともに、その課題を解決・改善することの全国的な意義やニーズが

明確に示されていること。[事業計画書 4. 実証内容(1)]

- ④ 事業計画書 4. 実証内容(1)において示した課題を解決・改善するための先端技術や教育データを効果的に活用した先進性・新規性の高い取組となっていること。[事業計画書 4. 実証内容(2)]
- ⑤ 実証の目的、仮説、活用する先端技術が具体的かつ合理的に示されていること。また、単に特定のデジタル技術を導入することに止まらず、ある課題に対して、先端技術や教育データの複合的な利活用を通して、その最適な組み合わせや導入に際しての工夫などを検証する取組となっていること。[事業計画書 4. 実証内容(3)(4)(5)]
- ⑥ 実証を通じて得られる成果や知見の見通しについて、全国において高いニーズが認められ、国全体の教育の質の向上につながる見込みが高いこと。なお、文部科学省「教育データ標準」(学習指導要領コード)等、先端技術・教育データの活用に関する文部科学省の政策動向を踏まえた内容であればなおよい。また事業終了後においても取組を継続し、実証内容の普及を図るための計画が具体的に示されていること。[事業計画書 4. 実証内容(6) 6. 事業実施スケジュール(3)]
- ⑦ 本事業の取組による効果及び課題に対する先端技術・教育データの組み合わせ方や活用方法等に関する妥当性(実証成果の全国的な普及を見据えた、人的・金銭的成本面等)を検証するための指標が立てられているとともに、検証方法が具体的に設定されている等、エビデンスに基づいた分析を行うための提案がなされていること。[事業計画書 4. 実証内容(7)]

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 (5点)

法人格を有する団体においては、以下のいずれかの認定を有している場合に加点する。

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)を受けていること。
 - ・認定段階1(労働時間の働き方に係る基準は満たすこと) = 1点
 - ・認定段階2(労働時間の働き方に係る基準は満たすこと) = 2点
 - ・認定段階3 = 3点
 - ・プラチナえるぼし認定 = 5点
 - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.5点
- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)を受けていること。
 - ・くるみん認定 = 2点
 - ・プラチナくるみん認定 = 5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

- ・ユースエール認定= 3点